

福祉制度の御案内

主な制度を御案内します。障害の程度等により受けられる制度が違いますので、詳細は各窓口へお問い合わせください。

◇手当（窓口：市町村福祉担当課）

手当の種類	対象者	障害程度の目安
特別児童扶養手当	重度若しくは中度の身体障害又は知的障害、精神障害がある20才未満の在宅の児童を監護している父若しくは母又は養育者に支給されます（所得制限があります）。	精神能力の全般的発達に遅滞があるもの（概ねIQ50以下） A1、A2の場合、請求時診断書省略可
障害児福祉手当	日常生活において、常時介護を必要とする在宅の重度障害児（20歳未満）に支給されます（所得制限があります）。	最重度の方（概ねIQ20以下） 「障害児福祉手当該当程度」と記載のある場合、請求時診断書省略可

*障害の程度はあくまでも目安です。

◇税金の免除

税金の種類	内容	窓口
自動車税 自動車取得税	障害者や障害者のために専ら同一生計者が運転する自動車の自動車税と自動車取得税が減免されます（A1、A2の方）。	最寄りの県地方事務所税務課
軽自動車税	障害程度により減免になる場合があります。	市町村税務担当課
所得税 住民税	税額の基礎となる所得から所得控除として障害程度に応じ一定額が控除されます。	所得税：税務署 住民税：市町村税務担当課
相続税	相続人が障害者である場合、障害の等級に応じ相続税額から一定額が控除されます。	税務署

*その他上記以外の国税や地方税の一部が、障害の程度により、免除等になる場合があります。

◇各種割引制度

制度	内容	窓口
鉄道・バス・タクシー・航空運賃の割引	障害程度に応じ、本人や介護者の運賃の割引が受けられる場合があります（会社によって内容が異なります）。	交通機関各社
有料道路通行料 一般自動車道使用料	介護者が自動車を運転する場合、割引が受けられます（A1、A2のみ）。あらかじめ手帳に証明を受けます。	市町村福祉担当課
NHK放送受信料	障害の程度及び世帯の状況に応じ、減免になる場合があります。	NHK又は市町村福祉担当課
携帯電話使用料等	割引が受けられる場合があります。	各販売店等

◇その他

	内容	窓口
医療費の助成	障害者が医療機関で保険診療を受けた場合、医療費の自己負担分について助成します（A1、A2、B1の方）。	市町村福祉医療担当課
児童福祉法、障害者総合支援法によるサービスの利用		市町村福祉担当課